

新 旧 対 照 表

地質・土質調査業務共通仕様書

No	条文		新規	削除	改定
	旧・条文構成（令和7年10月）	新・条文構成（令和8年10月）			
1	第1章 総則	第1章 総則			
	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。			○
2	第2章 機械ボーリング	第2章 機械ボーリング			
	第204条 成果物 (3)採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。 なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。	第204条 成果物 (3)採取したコア提出の要否は、監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは試料箱(コア箱)に、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出するものとする。 なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビン等に密封して収納するものとする。提出が不要な場合は、採取したコアと納めた試料箱(コア箱)の処分について監督職員と協議するものとする。			○
3	第7章 軟弱地盤技術解析	第7章 軟弱地盤技術解析			
	第702条 業務内容 3. 現況地盤解析 (3)地盤圧密 (4)地盤液状化 4. 検討対策工法の選定 当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。	第702条 業務内容 3. 現況地盤解析 (3)地盤圧密沈下 (4)地盤液状化 4. 検討対策工法の選定 当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特・経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。			○